



平成21年5月19日

各 位

会社名 ニチハ株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 洋一郎
(コード番号：7943 東証一部・名証一部)
問合せ先 総務部長 木村 嘉男
(TEL 052-220-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月19日開催の取締役会において、定款の一部変更にかかる議案を平成21年6月25日開催予定の第72期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やすことで取締役の経営責任をより明確にするため、現行定款第22条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項の規定を削除するものであります。
- (2) さらなる監査機能の強化およびコーポレート・ガバナンスの向上を図ることができる体制を整えるため、現行定款第28条に定める監査役の員数を4名以内から5名以内に変更するものであります。
- (3) 社外監査役として有能な人材の確保と、その期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設（変更案第33条）するものであります。
- (4) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）附則第6条第1項の定めにより、当社では株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされております。これに伴い、当社の定款において不要となりました現行定款第7条（株券の発行）および第9条第2項（単元未満株券の不発行）の削除のほか、「株券」「実質株主」「実質株主名簿」等に関する文言の削除、前記の定款変更の内容を含めた条款の変更等の所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては、1年間の時限の扱いであるため、経過措置として附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日（木曜日）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当会社はその株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文の記載省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当会社の単元株式数は100株とする。</p> <p>② <u>当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の<u>株券の種類、株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し請求の取扱い、その他株式に関する取扱いならびに手数料</u>については取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する取扱いについては取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き<u>その他株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこちらを取り扱わない。</p> <p><u>第12条</u> ｝ （条文の記載省略）</p> <p><u>第13条</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（基準日）</p> <p><u>第14条</u> 当社は毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>第15条</u> ｝ （条文の記載省略）</p> <p><u>第19条</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第20条</u> ｝ （条文の記載省略）</p> <p><u>第21条</u></p>	<p>③ <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置き<u>その他株主名簿および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこちらを取り扱わない。</p> <p><u>第11条</u> ｝ （現行第12条～第13条のとおり）</p> <p><u>第12条</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（基準日）</p> <p><u>第13条</u> 当社は毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>第14条</u> ｝ （現行第15条～第19条のとおり）</p> <p><u>第18条</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第19条</u> ｝ （現行第20条～第21条のとおり）</p> <p><u>第20条</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p><u>第23条</u> } (条文の記載省略)</p> <p><u>第27条</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第28条</u> 当社の監査役は<u>4</u>名以内とする。</p> <p><u>第29条</u> } (条文の記載省略)</p> <p><u>第33条</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p><u>第34条</u> (条文の記載省略)</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第22条</u> } (現行第23条～第27条のとおり)</p> <p><u>第26条</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第27条</u> 当社の監査役は<u>5</u>名以内とする。</p> <p><u>第28条</u> } (現行第29条～第33条のとおり)</p> <p><u>第32条</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定)</u></p> <p><u>第33条</u> 当社は社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</p> <p>第6章 計 算</p> <p><u>第34条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第36条 (条文の記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>